

令和6年度「フルハーネス型安全帯使用作業」特別教育講習のご案内

墜落・転落による労働災害を防止するため、平成30年6月19日に労働安全衛生規則等の改正が行われ、「墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」の特別教育（以下、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」という）の実施が義務付けられ、平成31年2月1日に施行されました。高さが2メートル以上の箇所において作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業の業務（ロープ高所作業に係る業務を除く）を行う方が対象となります。当組合では、標記特別教育講習を下記のとおり開催することと致しました。この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 開催日時 令和7年1月22日（水）
午前9時30分～午後4時30分（受付：午前9時15分から）
- 2 場 所 全建岐阜厚生会館（全建総連岐阜建設労働組合）
岐阜市藪田南3丁目9番5号 電話（058）274-3131
- 3 講習内容
- | | | | |
|------|------------------|--------|----------------|
| 《学科》 | 1. 作業に関する知識 | 1 時間 | |
| | 2. 墜落制止用器具に関する知識 | 2 時間 | |
| | 3. 労働災害の防止に関する知識 | 1 時間 | |
| | 4. 関係法令 | 0.5 時間 | |
| 《実技》 | 5. 墜落制止用器具の使用 | 1.5 時間 | 合計 6 時間 |
- 4 受講料 ◆組合員 6,000 円
(テキスト代込) ◆組合員以外 10,000 円
◆連携団体会員 8,000 円
↳ ((一社) 東海木造住宅協会、ぎふの木の住まい協議会)
- 5 申込期間 令和6年11月13日(水)～令和7年1月10日(金)
- 6 定 員 20名(定員になり次第締切り/受講者が僅少の場合、中止することがあります)
- 7 申込方法 「申込書」に必要事項をご記入の上、**写真2枚(3cm×2.5cm)**、**運転免許証や健康保険証等(公的に氏名・生年月日が分かるもの)**の写しを貼付し、以下へ申し込み、受講料等を納入して下さい。

送付先 〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南3丁目9番5号
全建総連岐阜建設労働組合県本部
受講料の振込先 東海労働金庫 岐阜支店(普通) 377196
(名義人) 全建総連岐阜建設労働組合県本部

- 8 その他 (1) 振込手数料は、お振込人払いをお願いします。
(2) ご都合により受講をされない場合でも、受講料はお返しできません。
(3) 受講者が僅少の場合には、講習を中止することがあります。
(4) 筆記用具(鉛筆・消しゴム)と送付致します「受講票」を持参下さい。

お問い合わせ

全建総連岐阜建設労働組合 電話(058)274-3131 FAX(058)274-3133